

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

平成26年3月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 起業者の名称 滝沢市
- 2 事業の種類 滝沢市交流拠点複合施設整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 岩手県滝沢市下鶴飼及び鶴飼先古川地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号要件への適合性

滝沢市交流拠点複合施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、滝沢市が「多くの市民の文化、交流活動の場を確保するためのホール、図書館、会議室、交流広場等の複合的な機能を有する交流拠点となる施設」、「産業の創造、雇用の創出並びに観光及び産業の情報発信の充実を図るための観光案内所、農産物加工研究室、農産物・地域産品直売所、地産地消レストラン等の産業振興及び情報発信の拠点となる施設」、「防災活動の拠点となる屋外広場」及び「観光振興を図るためのイベント広場」を一体的に建設するものであり、法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件への適合性

本件事業の起業者である滝沢市は、第5次滝沢村総合計画後期基本計画（平成22年4月に旧滝沢村が策定。以下「後期基本計画」という。）に基づく滝沢市交流拠点複合施設の設置者であることから、本件事業を実施する権能を有していると認められる。

また、既に本件事業に係る予算措置を講じている。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件への適合性

ア 得られる公共の利益

(ア) 滝沢市は、平成26年1月に滝沢村から単独で市制に移行して誕生した市である。岩手県の県庁所在地である盛岡市に隣接し、主要な幹線道路が整備され、また、公共交通機関の利便性も優れていることから、市の南部及び東部は盛岡市のベッドタウンとして急速に開発が進み、市の人口は、昭和50年の約1万5千人から平成12年には5万人を超えて急激に増加している。

そのため、市民の主な就業先は盛岡市で、市内には雇用の場が少なく、また、都市化が急速に進展し、かつ市外からの転入者が多いため地縁的な連帯意識が希薄化しており、地域及び世代を超えた住民のコミュニティの醸成が課題となっている。

また、県内の市町村の中では、高齢化率が最も低いものの、平成25年4月末時点で初めて高齢者人口が1万人を超え、今後も高齢化が進むものと見込まれており、高齢者が活躍するための生涯学習の支援が必要とされている。

しかしながら、滝沢市では急激な人口の増加に対応するために、道路、学校、上下水道等、主に生活の基盤となる施設を整備してきたことから、住民が交流活動、生涯学習を行うための文化・交流施設や公民館、図書館等の社会教育施設の整備が遅れており、現在、市内には平成7年に建設された滝沢ふるさと交流館、昭和48年に建設された滝沢市公民館及び同公民館内に設置している湖山図書館の3施設があるのみである。これらの施設は稼働率が高く、利用するために必要な予約が困難な状況であり、また、同図書館は面積が狭小であることから、蔵書の半数以上が開架できず、閲覧席、学習席

も少ないため、各学校の長期休業期間中などは、座席の不足により利用者に不便を来している。

(イ) また、産業においては、岩手山の麓の農村地域では丘陵地である地形を活かした酪農の経営が盛んであり、乳用牛の飼育頭数は県内の市町村において第5位に位置しているほか、平野部では稲作やすいか、りんご等の畑作も盛んであり、中でもすいかの出荷量は県内の市町村において第1位となっている。しかし、農業経営者の高齢化が進み、また、若者の担い手も不足しているため、農業後継者の不足が懸念されている。農業の振興施策については、これまで農地の基盤整備等が中心であったため、農産物の付加価値を高める取組や農産物を活用した加工品の開発等の新たな振興の施策が求められているが、市内に加工及び研究施設はなく、新たな特産品の創出や特産品を活用した観光振興の推進が困難な状況である。

(ウ) さらに、滝沢市において防災の拠点となる施設は市庁舎のみであり、大規模な災害が発生したときに必要となる医療対策が可能な施設や障害者、高齢者等の体が不自由な者を受け入れる施設がない状況である。防災対策のための訓練等は市内の学校の校庭を使用して実施していることから、放水訓練や消防自動車の行進によって校庭の状態が悪化し、授業や学校行事に支障を来している状況である。

(エ) 滝沢市では、後期基本計画において、住民の交流、生涯学習及び市民のボランティア活動を支援するための場を提供し、また、農産物を活用して滝沢ブランドを確立し、新たな産業の創造及び雇用を創出する場を提供するとともに、防災活動の拠点を設けるため、「(仮称)滝沢村交流拠点複合施設」の整備を進めることとし、平成23年度には、多くの市民から愛される施設とするため、住民による滝沢村交流拠点複合施設検討委員会を設置して意見交換を重ね、施設の使い方等のアイデアを反映させた「滝沢村交流拠点複合施設基本計画」を策定している。

本件事業の完成により、地域及び世代を超えたコミュニティの活性化や高齢者が生涯を通じて自己を磨き高めるための生涯学習支援に加え、農作物や加工品を滝沢ブランドとして確立することによって産業の創造及び雇用の創出が図られるものである。また、防災活動の拠点を整備することにより、災害対応を行う消防団員の技術の向上や市民の防災への意識の向上が図られるとともに、災害が発生した際の対応拠点としての機能の向上も図られるものである。

(オ) なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が任意で工事に伴う騒音等による影響等を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても規制基準を満足するとされているが、起業者は必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺的生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

(カ) したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び岩手県環境影響評価条例(平成10年岩手県条例第42号)の対象となる事業に該当しないが、起業者が任意に行った調査によれば、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により起業者が特別の措置を講ずべき動植物は認められなかったため事業の推進に問題はないが、工事期間中において生育が確認された場合には、専門家の助言指導を受けながら必要な保全措置を講じることとしている。

また、本件事業区域内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地の所在は確認されておらず、起業者が保護を講ずべき文化財は見受けられないため事業の推進に問題はないが、工事期間中において発見された場合には、直ちに工事を中断し、関係機関と協議を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の施行により整備する各施設は、利用者の利便性、施設職員等の作業効率を考慮しつつ、想定される利用人数については既存施設の利用状況を調査し、必要な機器等に応じて設計され、本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模になっており、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。また、駐車場及び通路については、1台当たりの駐車区画の寸法等は道路構造令(昭和45年政令第320号)に基づき適正に計画されていると認められる。

本件事業に係る起業地は、住民の交流活動の支援、生涯学習の支援、産業の振興、雇用の創出、防災の意識の向上、災害対策等を目的とする事業であることから、交通の利便性が良好であること、事業に必要な面積が確保されること、他の関係

機関との連携が図られやすいことを考慮して選定した3つの候補地について比較検討が行われ、これらの条件を満たす最適な事業計画が策定されており、施設の規模及び起業地の範囲については、必要最小限の範囲であると判断される。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、ベッドタウンとして急激に住民の人口が増加したことにより住民のコミュニティや雇用の場が不足しているため、本件事業を早急に施行する必要性は高いものと認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 滝沢市役所